

第 2 編 災害廃棄物対策

対象とする災害廃棄物処理に関する具体的な事項を示す。

- 2-1 組織体制・指揮命令系統
- 2-2 情報収集・連絡
- 2-3 協力・支援体制
- 2-4 職員への教育訓練
- 2-5 一般廃棄物処理施設
- 2-6 災害廃棄物発生量（災害の直接的な影響を受けるもの）
- 2-7 相談窓口等の設置等
- 2-8 住民等への啓発・広報
- 2-9 処理事業費の管理等
- 2-10 大規模水害における災害廃棄物処理

2-1 組織体制・指揮命令系統

(1) 三豊市災害対策本部

三豊市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）の組織図は、図 2-1 に示すとおりである。

市内に災害が発生し、またはそのおそれがある場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法に基づき、災害応急対策を行うための災害対策本部を設置する。災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

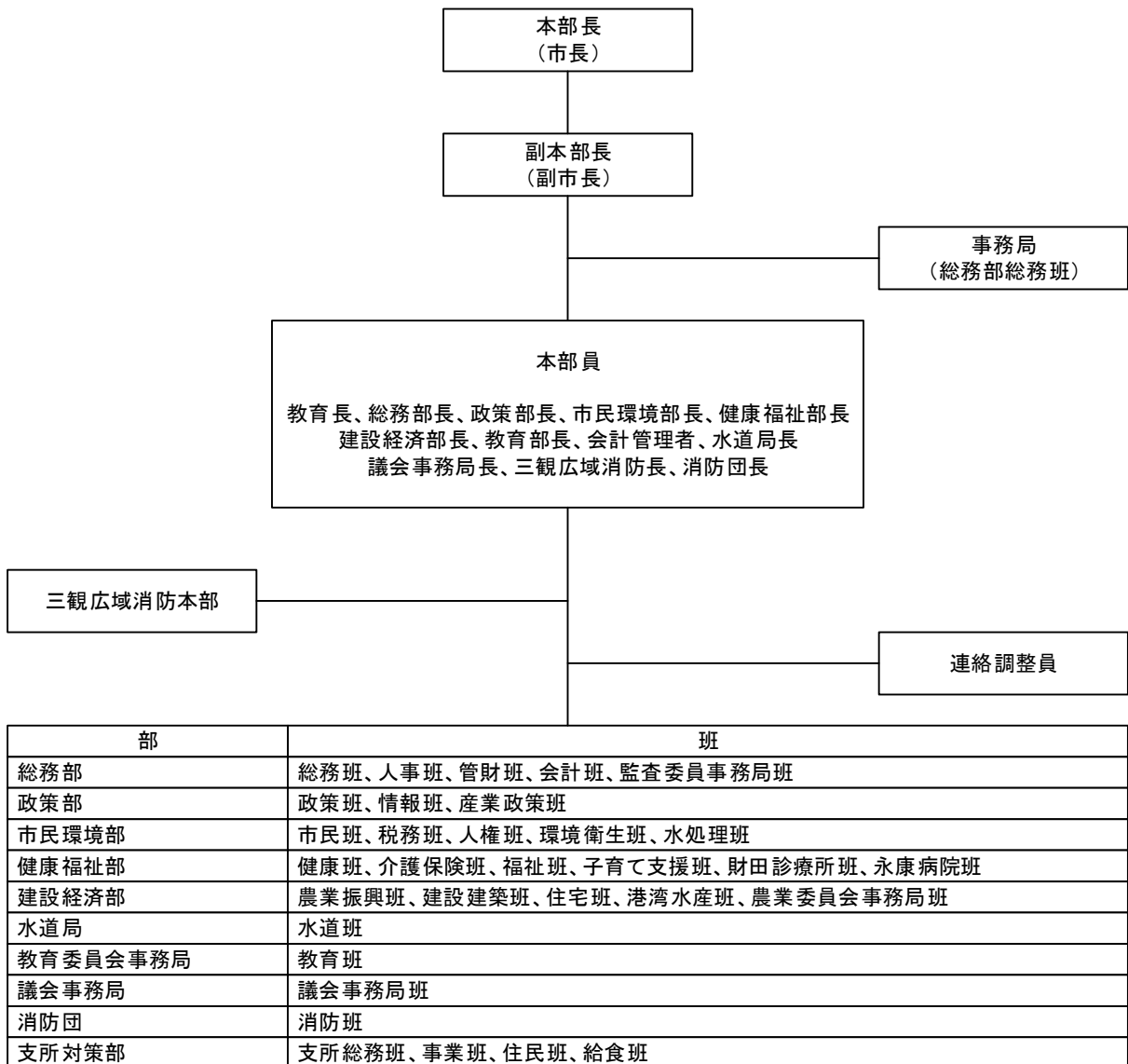


図 2-1 災害対策本部の組織図

出典：「三豊市地域防災計画（地震対策編）」（平成 28 年 3 月、三豊市防災会議）P. 86 を編集

(2) 災害廃棄物の担当組織

災害廃棄物処理に関する業務は、図 2-1 に示したとおり市民環境部（環境衛生班、水処理班）が担当する。

市民環境部（環境衛生班、水処理班）は、民間の廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等を把握し、廃棄物の処理を適正に行う。また、資機材や処理施設が不足するときや処理の実施が困難なときは、県または他市町に対して、資機材等の提供・貸借や応援等を要請する。

なお、大規模災害発生時には「災害廃棄物処理チーム」を形成する。

(3) 留意事項

地震に伴う災害廃棄物は、一時的かつ大量に発生することが予想され、効率的かつ計画的に処理するために、平時より市民環境部だけでなく関係各部が協力・連携を図れる体制や関係団体等との協力・支援体制を構築しておくことが重要である。

また、必要に応じて阪神・淡路大震災や東日本大震災等を経験した他自治体職員の応援を要請する。災害廃棄物処理に関する業務は、通常業務と併せて膨大なものになるため、職員派遣については期間ではなく実際の作業量に合わせて検討する必要がある。

加えて、平常時から人材をリストアップし継続的に更新するなど、人材確保の準備が重要となる。

2-2 情報収集・連絡網

(1) 収集する情報

災害応急対策時において、災害廃棄物に関連して収集する情報は、表 2-1 に示すとおりである。災害発生直後は被災状況や収集・運搬体制に関する情報、発生量を推計するための情報を把握する。また、時間の経過とともに被害状況が明らかになるため、定期的に新しい情報を収集することを心がけ、その収集・発表日時を念頭に、正確に整理する。

表 2-1 災害廃棄物に関連して収集する情報

項目	内容	緊急時 ^{※1}	復旧時 ^{※2}
職員・施設被災	職員の参集状況（電話確認等）	◎	—
	廃棄物処理施設の被災状況	◎	—
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○	◎
災害用トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○	—
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	◎
	災害用トイレの配置計画と設置状況	◎	—
	災害用トイレの支援状況	◎	○
	災害用トイレの撤去計画・撤去状況	—	◎
	災害用トイレ設置に関する支援要請	◎	—
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量	◎	—
	し尿収集・処理に関する支援要請	◎	—
	し尿処理計画	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況	—	◎
生活ごみ処理	ごみの推計発生量	◎	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請	◎	○
	ごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況	—	◎
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況	—	◎
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況	◎	—
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	◎	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請	◎	○
	災害廃棄物処理実施計画	◎	○
	解体撤去申請の受付状況	○	◎
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	◎
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	◎
	仮置場の配置・開設準備状況	◎	—
	仮置場の運用計画	○	—
	仮設焼却施設の整備・運用計画	—	◎
	再利用・再資源化／処理・処分計画	○	○
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況	—	◎

注) 表内の◎及び○は、情報収集にあたっての優先順位が高い項目を示す。（優先順位：◎＞○）

※1 緊急時とは、体制整備等を行う災害発生後数日間から災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う3ヶ月間程度の時期のこと。

※2 復旧時とは、災害廃棄物の本格的な処理を行う時期のこと。

(2) 県との連絡及び報告する情報

災害廃棄物処理に関して、県へ報告する情報は表 2-2 に示すとおりである。

発災後、迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等の情報収集を行い、県に報告する。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。

なお、県への情報の報告は災害対策本部の環境衛生班が行う。

表 2-2 県へ報告する情報の内容

区 分	情報収集項目	目 的
災害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の種類と量・必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none">・被災状況・復旧見通し・必要な支援	
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none">・仮置場の位置と規模・必要資材の調達状況・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none">・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

(3) 国、支援都道府県との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の例は、図 2-2 に示すとおりである。

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。

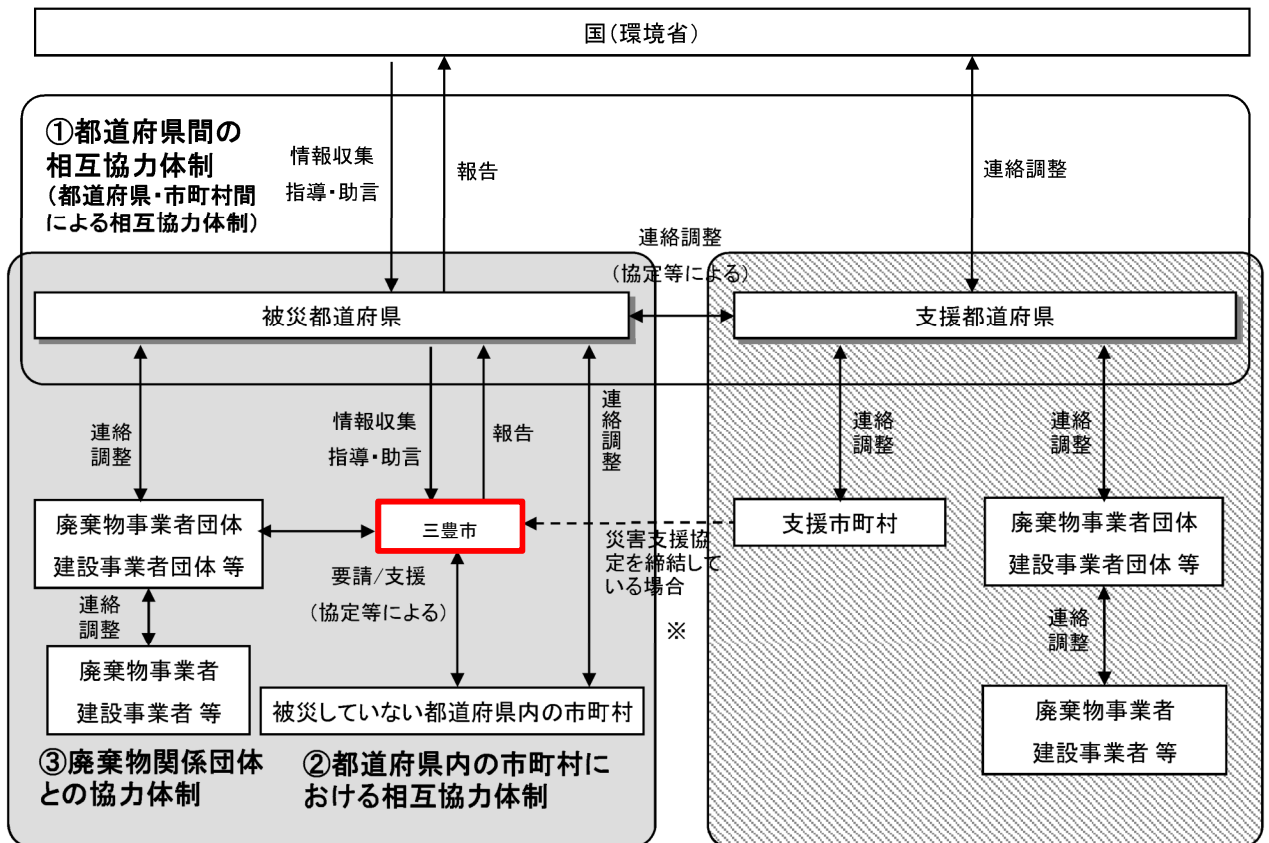


図 2-2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の例

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）P2-4 一部修正

(4) 情報伝達の手段

災害時通信連絡系統図は、図 2-3 に示すとおりである。

県及び防災関係機関への相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線等を利用して行う。災害時において、通常の通信ができないとき、または困難な際は、他の機関が設置する専用電話や無線通信施設等を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県と本市との通信が途絶した際は、図 2-4 に示す香川県地方通信ルートにより通信手段を確保する。

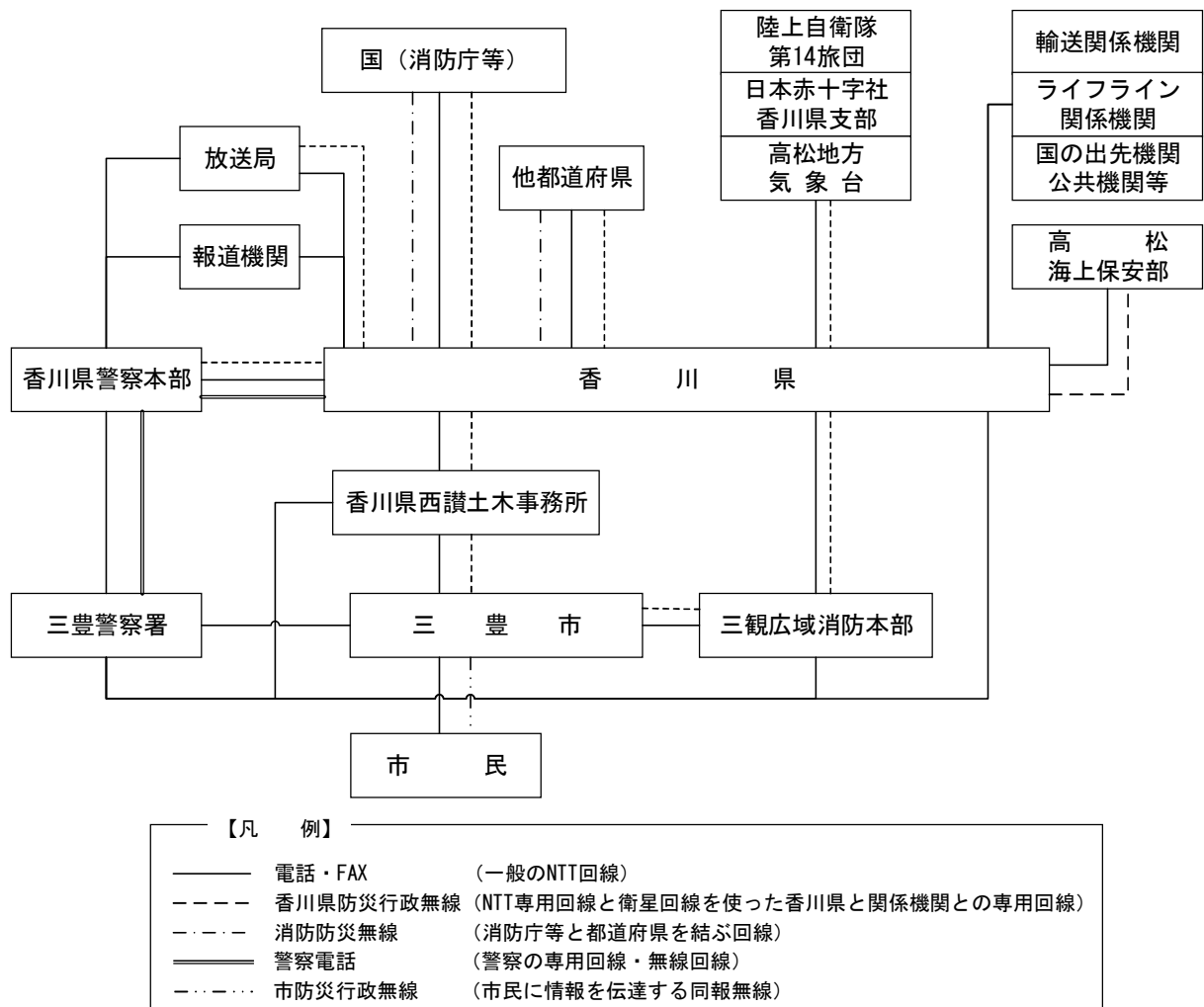


図 2-3 災害時通信連絡系統図

出典：「三豊市地域防災計画（地震対策編）」（平成 28 年 3 月、三豊市防災会議）P. 107

香川県地方通信ルート (①は、通常通信ルート ②～は、非常通信ルート)	
三 豊 市	三豊市役所 (危機管理課 TEL 0875-73-3119 FAX 0875-73-3022 県防 (音声) 421-501 (FAX) 421-581)
	①——香川県 (危機管理課)
	②……三観広域行政組合北消防署——高松市消防局——香川県 (危機管理課)
	③……三豊警察署——香川県警察本部……香川県 (危機管理課)
	④……J R高瀬駅～～J R高松駅……香川県 (危機管理課)
	⑤——香川県 (危機管理課) 衛星携帯電話で通信可能
◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間	
参考	<input type="checkbox"/> 香川県危機管理課 TEL087-832-3181 (直通)、 087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811 県防 (音声) 200-5065 又は、200-7-2435 (FAX) 200-5801 <input type="checkbox"/> 三観広域行政組合北消防署 TEL 0875-72-2119 FAX 0875-56-2780 <input type="checkbox"/> 三豊警察署 TEL 0875-72-0110 <input type="checkbox"/> 四国旅客鉄道(株)高瀬駅 TEL 0875-72-5037

図 2-4 香川県地方通信ルート

出典：「三豊市地域防災計画 (参考資料)」(平成 28 年 3 月、三豊市防災会議) P.194

2-3 協力・支援体制

(1) 他市町、県との協力・支援体制

本市では、県内及び県内他市町との間で災害時の応援協定を締結し、受援と応援を想定した協力体制を構築している。当該協定等は図 2-5 及び表 2-3 に示すとおりである。

県は、中国 5 県及び四国 4 県と「中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定」（平成 24 年 3 月 1 日）及び「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」（平成 23 年 11 月 21 日）を締結している。

また、本市では災害廃棄物の処理に関する応援協定はないものの、物資及び機材等の提供等に係る協定を県や徳島県三好市及び美波町、北海道洞爺湖町等と締結している。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパートによる相互支援」並びに「中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第 1 カウンターパートによる相互支援

- (1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援するカウンターパートによる相互支援体制を整備する。

【カウンターパートの各グループ】



	構成県
グループ 1 (赤色)	鳥取県、徳島県
グループ 2 (黄色)	岡山県、香川県
グループ 3 (青色)	広島県、愛媛県
グループ 4 (緑色)	島根県、山口県、高知県

- (2) グループ内の各県は、カウンターパートによる支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第 2 中国・四国各ブロックにおける「広域支援本部」の設置

- (1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、中国地方知事会の会長県及び、四国知事会の常任世話人県に「広域支援本部」を設置する。
- (2) 「広域支援本部」は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な応援調整を実施する。

図 2-5 「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」の概要

出典：香川県ホームページより

表 2-3 災害時の応援協定（行政団体）

協定名	締結先	締結日	概要
香川県消防相互応援協定	香川県内市町	昭和 61 年 12 月 1 日	大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧
香川県防災ヘリコプター応援協定	香川県及び香川県内市町	平成 6 年 4 月 1 日	災害時における防災ヘリコプターによる応援
災害時における情報交換及び支援に関する協定	国土交通省四国地方整備局	平成 23 年 10 月 26 日	市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣等の支援
災害時の相互応援に関する協定	香川県及び香川県内市町	平成 23 年 11 月 22 日	大規模災害時における職員派遣や食糧・生活必需品・医療及び応急復旧活動に必要な物資の提供など
災害時における相互応援協定	徳島県三好市	平成 24 年 1 月 29 日	大規模災害時における職員派遣や食糧・生活必需品・医療及び応急復旧活動に必要な物資の提供など
災害時における相互応援協定	徳島県美波町	平成 24 年 1 月 29 日	大規模災害時における職員派遣や食糧・生活必需品・医療及び応急復旧活動に必要な物資の提供など
災害時における相互応援協定	北海道洞爺湖町	平成 24 年 4 月 6 日	自治体相互が人的・物的両面に渡る支援を行う。
大規模災害時等における三豊市と三豊警察署との施設の使用に関する協定	香川県三豊警察署	平成 25 年 2 月 27 日	大規模災害時に、みとよ未来創造館及び豊中町農村環境改善センターを警察署の代替施設として提供する。

出典：「三豊市地域防災計画（参考資料）」（平成 28 年 3 月、三豊市防災会議）

(2) 民間事業者との協力・支援体制

災害廃棄物処理に関連して、本市が締結している民間事業者との応援協定は表 2-4 に示すとおりである。

災害廃棄物は産業廃棄物に性状に近いものが多く、また、一般廃棄物処理施設の余力では対応できない場合も想定される。また、し尿処理においては早急な対応が求められる。

このため、災害時には被災状況に応じて民間事業者に協力を要請する。

今後、産業廃棄物業界及び災害廃棄物の収集運搬に係る応援など、他の関係業界団体との協力体制の構築に取り組むものとする。

表 2-4 (1) 災害時の応援協定 (民間団体)

協定名	締結先	締結日	概要
災害時における応急対策業務の実施に関する協定	三豊市建設業協会	平成 18 年 1 月 19 日	市の管理する公共土木施設の応急工事等の応急対策業務
災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	平成 19 年 2 月 14 日	災害時に、消防団屯所に設置した自販機の商品を非常用飲料水として提供する。
災害時における物資等の輸送に関する協定	香川県トラック協会三豊支部	平成 20 年 6 月 17 日	災害発生時における救援物資・資機材等の輸送業務
災害時における輸送協定	有限会社スヤママリン	平成 21 年 7 月 27 日	災害時における島嶼部への緊急輸送業務
災害時における輸送協定	仁尾マリーナ株式会社	平成 21 年 7 月 27 日	災害時における島嶼部への緊急輸送業務
災害時における輸送協定	仁尾町漁業協同組合	平成 21 年 7 月 27 日	災害時における島嶼部への緊急輸送業務
災害時における輸送協定	粟島汽船株式会社	平成 21 年 7 月 27 日	災害時における島嶼部への緊急輸送業務
災害時における輸送協定	詫間海難救済会 (詫間漁業共同組合)	平成 21 年 7 月 27 日	災害時における島嶼部への緊急輸送業務
災害時における応急措置等の実施に関する協定	三豊市上下水道工事業協同組合	平成 23 年 9 月 27 日	災害時における給水活動や復旧活動・資材の提供・工事業者の斡旋など
瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の道ネットワーク推進協議会 (70 市町村)	平成 24 年 3 月 29 日	災害時における、主に海路を通じた人員・物資等の輸送
災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定	香川県エルピーガス協会三豊支部	平成 24 年 10 月 12 日	円滑な避難所運営のため、LP ガスやガスコンロ、炊飯器、ガス冷暖房機等の器具を供給する。
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 25 年 9 月 2 日	災害時における物資供給
災害時における医療救護活動に関する協定	三豊・観音寺市医師会	平成 25 年 10 月 10 日	円滑な医療救護活動の支援

出典：「三豊市地域防災計画 資料編」(平成 28 年 3 月、三豊市)

表 2-4 (2) 災害時の応援協定 (民間団体)

協定名	締結先	締結日	概要
災害時における医療救護活動に関する協定	三豊歯科医師会	平成 25 年 10 月 10 日	円滑な医療救護活動の支援
災害時における医療救護活動に関する協定	観音寺・三豊薬剤師会	平成 25 年 10 月 10 日	円滑な医療救護活動の支援
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	香川県石油商業組合西讃支部	平成 25 年 10 月 30 日	石油等の供給によるライフラインの維持、帰宅困難者への一時休憩所の提供
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	香川県電気工事業工業組合三豊東部支部・観音寺支部	平成 25 年 11 月 27 日	安定した避難所運営のため、災害発生時での公共施設や避難所の電気設備等の円滑な復旧
災害時の協力に関する協定	四国電力株式会社	平成 26 年 2 月 12 日	災害による停電発生時の電力供給設備の復旧
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン 四国エリア統括部	平成 26 年 7 月 28 日	災害発生時に速やかな被災者の救援活動や被災地の復旧・復興支援のため、地図提供
瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の道ネットワーク推進協議 (70 市町村)	平成 26 年 12 月 17 日	災害時における、主に海路を通じた人員・物資等の輸送
災害発生時における三豊市と三豊市内等郵便局の協力に関する協定	三豊市内等郵便局	平成 27 年 7 月 1 日	情報の相互交換、臨時郵便差出箱の設置等
緊急災害時における協力体制基本協定書	大栄環境株式会社	平成 29 年 4 月 1 日	災害発生時における一般廃棄物の処理

出典：「三豊市地域防災計画 資料編」(平成 28 年 3 月、三豊市)

(3) 災害ボランティア

被災地においてボランティア活動は様々な種類があるが、多くは被災地域においての災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出しや貴重品や思い出の品等の整理・清掃等の災害廃棄物処理に係る事項が多い。その際、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、本市は平時から香川県社会福祉協議会、三豊市社会福祉協議会、日本赤十字香川県支部その他関係団体と連携し、活動支援を図る等の協力体制の確立に努める。

また、災害復旧段階には関係団体と連携を取り健康福祉部福祉班が災害ボランティアセンターを設置し、現地ニーズと人材のマッチングを行う。その際、あらかじめボランティア全体の統括者（コーディネータ）を選任し、ボランティアへの情報共有と現場での安全管理を行う。

災害発生からボランティア活動に至るまでの大まかな流れは、図 2-6 に示すとおりである。災害ボランティアセンターの設置は、三豊市社会福祉協議会が担うものとする。

なお、市民環境部は発災時、災害ボランティアに対して下記の対応を行う。

- ①災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法の説明
- ②粉じん等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）の準備及び配布

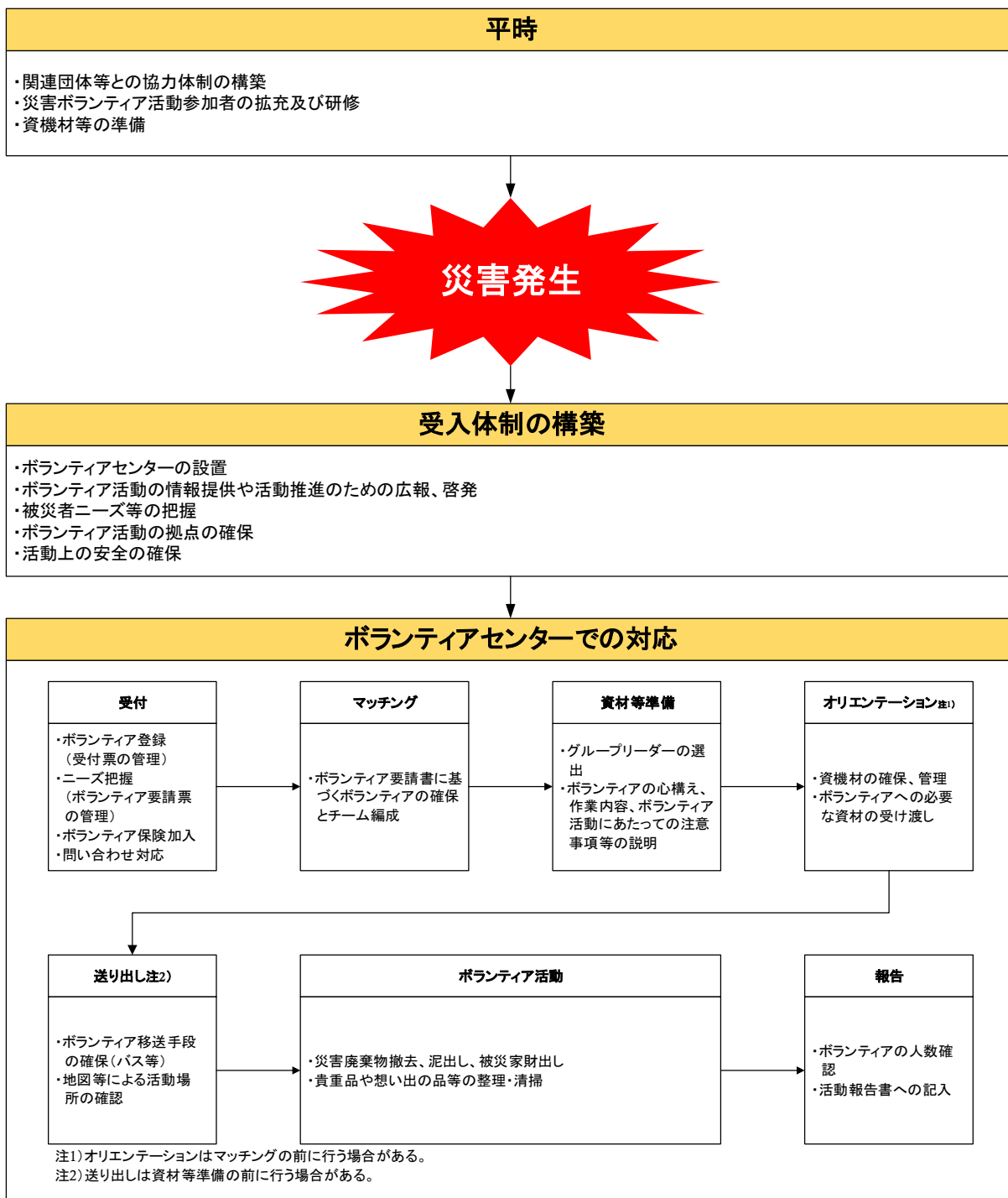


図 2-6 災害発生からボランティア活動に至るまでの流れ

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
【技術資料 1-21】 一部修正・加工


2-4 職員への教育訓練

(1) 人材育成及び訓練

本市では平時から下記の①～⑥に示す人材育成及び訓練を行い、発災時に災害廃棄物に対して速やかに対応が出来る人材の育成に努める。

- ①災害廃棄物処理に関する基礎知識について、職員へ周知する。
- ②災害時に本計画が有効に活用されるよう、記載内容について職員へ周知する。
- ③あらかじめ整理している災害発生時の廃棄物担当職員の役割について職員に周知する。
- ④国や県が実施する研修等に積極的に職員を派遣し、災害廃棄物処理に対応できる人材育成に努める。
- ⑤平成 27 年 9 月に発足した国の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net:有識者、関係機関の技術者、関係団体等から構成）の活用を図る。
- ⑥研修等に参加した職員が中心となり、環境・衛生班内で図上訓練を行う。図上訓練の具体的な訓練内容は表 2-5 に示すとおりである。

表 2-5 図上訓練の具体的な訓練内容

想定時期	グループに与えられる課題例
災害発生初期	迅速な組織体制の設置方法、正確な被災状況の把握、仮置場等の場所、レイアウトの検討、民間事業者への処理委託、災害廃棄物処理実行計画の策定等
<p>【図上訓練の方法】</p> <p>①数人のグループが制限時間内でそれぞれのグループに与えられた課題を解決する。</p> <p>②訓練途中に想定外の課題を与え、突発的な課題に対する対応力を育成する。</p> <p>③訓練後、それぞれのグループで検討した内容を発表し、課題に対する遂行結果について情報共有を行う。</p>	
	
<small>写真：「平成 28 年度「災害廃棄物対策演習・図上訓練」を実施～災害廃棄物四国ブロック協議会～」</small>	

(2) 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画は、国の指針や本市が作成する地域防災計画の改定に合わせて改定を行うとともに、定期的実施する研修や訓練、実際の災害対応により明らかになる課題等を踏まえて、より実効性があるものにするため、適宜、適切な見直しを行っていく。

2-5 一般廃棄物処理施設等

(1) 生活ごみ

① 収集運搬

収集運搬に用いる車両の台数と積載量は表 2-6 に示すとおりである。本市では 80 台（積載量計 197t）（平成 28 年度現在）の収集運搬車両を有している。

表 2-6 ごみ収集運搬車両

管理体制	台数	積載量 [t]
直営	0	0
委託	23	51
許可	57	146
合計	80	197

② 処理施設

1. 焼却施設

本市では三観広域行政組合クリーンセンターが稼働していたが、平成 25 年 3 月末に稼働を停止した。そのため、現在、本市は焼却施設を保有しておらず、燃やせるごみ等の処理は民間事業者へ委託している。

2. 粗大ごみ処理施設

本市では三観広域行政組合クリーンセンターが稼働していたが、平成 25 年 3 月末に稼働を停止した。そのため、現在、本市は粗大ごみ処理施設を保有しておらず、資源ごみ等の処理は民間事業者へ委託している。

3. 再生利用施設

再生利用施設の概要は表 2-7 に示すとおりである。バイオマス資源化センターみとよは、燃やせるごみの再生利用施設であり、それ以外のごみに関しては、民間事業者への委託により処理を行っている。

表 2-7 再生利用施設

施設名称	処理能力	処理対象 廃棄物	処理内容	運転管理 体制	使用開始 年月
バイオマス資源化センター みとよ	43.3t/日	家庭系及び事業系の燃やせるごみ	トンネルコンポスト方式	委託	平成 29 年 4 月

注) 平成 30 年 3 月現在の状況を示す。

4. 最終処分場

再生利用施設から発生する残渣は、現在市外の民間最終処分場で埋立処分を行っている。

(2) し尿・浄化槽汚泥

① 収集運搬

収集運搬に用いる車両の台数と積載量は表 2-8 に示すとおりである。本市では 42 台（積載量計 155k1）（平成 28 年度現在）の収集運搬車両を有している。

表 2-8 し尿収集運搬車両

管理体制	台数	積載量 [k1]
直 営	0	0
委 託	0	0
許 可	42	155
合 計	42	155

② し尿処理施設

現在、し尿及び浄化槽汚泥は中讃広域行政事務組合の瀬戸グリーンセンターで共同処理により処理を行っており、本市はし尿処理施設を保有していない。

施設の概要は、表 2-9 に示すとおりである。

表 2-9 し尿処理施設

施設名称	処理能力 [k1/日]	運転管理体制	使用開始年度
瀬戸グリーンセンター	174k1/日 (し尿：64k1/日 浄化槽汚泥：110k1/日)	直 営	平成 24 年 4 月

注) 平成 30 年 1 月現在の状況を示す。